

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和8年1月8日発効

1,098円

非鉄金属製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

輸送用機械器具製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、
眼鏡製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業(医療用
計測機器製造業(心電計製造業を除く)
を除く)※

令和8年1月1日から

1,033円

※の特定最低賃金は、令和7年度は改定されない
ため、「福島県最低賃金額(1,033円)」が適用さ
れます。

1,033円

時間額 令和8年1月1日発効



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター 福まる



厚生労働省

福島労働局

上記の業種であっても、下に掲げる者については、
福島県最低賃金(1,033円)が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に
主として従事する者

「賃上げ」支援助成金
パッケージの詳細は
こちらです

